

◎絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文
目次

○ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）（抄）（第一条関係）	1
○ 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）（抄）（第二条関係）	10
○ 地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第九十八号）（抄）（第三条第一号関係）	11
○ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）（抄）（第三条第二号関係）	12
○ 地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）（抄）（第三条第三号関係）	13
○ 公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）（抄）（第三条第四号関係）	14
○ 広域臨海環境整備センター法施行令（昭和五十六年政令第三百三十号）（抄）（第三条第五号関係）	15
○ 独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）（抄）（第三条第六号関係）	16
○ 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十九年政令第二百三十二号）（抄）（附則第二項関係）	17

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国内希少野生動植物種等） 第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第四条第五項の特定第一種国内希少野生動植物種は、別表第三に掲げる種とする。</p> <p>（希少野生動植物種の卵及び種子） 第二条 法第六条第二項第四号の政令で定める卵及び種子は、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二（略）</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ（略）</p>	<p>（国内希少野生動植物種等） 第一条 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「法」という。）第四条第三項の国内希少野生動植物種は、別表第一に掲げる種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）とする。</p> <p>2 法第四条第四項の国際希少野生動植物種は、別表第二に掲げる種とする。</p> <p>3 法第四条第五項の特定国内希少野生動植物種は、別表第三に掲げる種とする。</p> <p>（希少野生動植物種の卵及び種子） 第二条 法第六条第二項第三号の政令で定める卵及び種子は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 緊急指定種のうち環境大臣が指定するものの卵及び種子</p> <p>二 次に掲げる規定に掲げる種の卵</p> <p>イ 別表第一の表一</p> <p>ロ 別表第一の表二の第一の二から四まで並びに六のイの(3)の1の項、(4)の1の項、3の項及び4の項、(6)並びに(8)並びにハ</p>

ハ (略)

ニ (略)

三 (略)

(希少野生動植物種の器官)

第三条 法第六条第二項第四号の政令で定める器官は、別表第四の科名の欄に掲げる希少野生動植物種の科の区分に応じ、それぞれ同表の器官の欄に定める器官とする。

(希少野生動植物種の加工品)

第四条 法第六条第二項第四号の政令で定める加工品は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 (略)

(原材料器官等)

第五条 法第十二条第一項第四号の原材料器官等は、別表第五の科名の欄に掲げる国際希少野生動植物種の科の区分に応じ、それぞれ同表の原材料器官等の欄に定める器官及びその加工品とする。

ハ 別表第二の表一

ニ 別表第二の表二の第一の二

三 別表第一の表二の第二の(5)の1の項、2の項及び4の項、の1の項、(10)の2の項、(11)、(14)、(19)、(24)、(25)、(32)の2の項、(34)の1の項、(36)、(37)、(43)並びに(44)に掲げる種の種子

(希少野生動植物種の器官)

第二条の二 法第六条第二項第三号の政令で定める器官は、別表第四の科名の欄に掲げる希少野生動植物種の科の区分に応じ、それぞれ同表の器官の欄に定める器官とする。

(希少野生動植物種の加工品)

第二条の三 法第六条第二項第三号の政令で定める加工品は、次に掲げるものとする。

一 希少野生動植物種の個体の剥製その他の標本(剥製として製作する過程のものを含み、さく葉標本(植物を圧して乾燥させて製作した標本をいう。)を除く。)

二 別表第四の科名の欄に掲げる希少野生動植物種の科の区分に応じ、それぞれ同表の加工品の欄に定める物品(これらの物品として製造する過程のものを含む。)

(原材料器官等)

第二条の四 法第十二条第一項第三号の原材料器官等は、別表第五の科名の欄に掲げる国際希少野生動植物種の科の区分に応じ、それぞれ同表の原材料器官等の欄に定める器官及びその加工品とする。

(特定器官等の要件)

第六条 法第十二条第一項第四号の政令で定める要件は、器官の全形が保持されていないこととする。

(個体等の輸出入の要件)

第七条 (略)

一 (略)

二 (略)

イ (略)

ロ (略)

2 法第十五条第一項ただし書の政令で定める要件は、輸入については、輸入しようとする国内希少野生動植物種の個体等が、別表第一の表一に掲げる種の個体等であり、かつ、学術研究若しくは繁殖の目的でその個体等を輸出することを許可した旨のその輸出国の政府機関の発行する証明書（輸出国がその個体等の輸出を許可に係らしていない場合にあつては、輸出国内において適法に捕獲し、採取し、若しくは繁殖させた個体又はその個体から生じた器官等（その個体の一部であつた器官又はその個体若しくはその個体の一部であつた器官を材料として製造された加工品をいう

(特定器官等の要件)

第二条の五 法第十二条第一項第三号の政令で定める要件は、器官の全形が保持されていないこととする。

(個体等の輸出入の要件)

第三条 法第十五条第一項の政令で定める要件は、輸出については、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 輸出しようとする国内希少野生動植物種の個体等（法第七条の個体等をいう。以下同じ。）が、法第九条の規定に違反して同条の捕獲等をされ、又は法第十二条第一項の規定に違反して同項の譲渡し等をされたものでないこと。

二 次のイ及びロのいずれにも該当する旨の環境大臣の認定書の交付を受けていること。

イ 輸出が、国際的に協力して学術研究又は繁殖をする目的でするものその他の特に必要なものであること。

ロ 輸出によって国内希少野生動植物種の本邦における保存に支障を及ぼさないこと。

2 法第十五条第一項の政令で定める要件は、輸入については、輸入しようとする国内希少野生動植物種の個体等が、別表第一の表一に掲げる種の個体等であり、かつ、学術研究若しくは繁殖の目的でその個体等を輸出することを許可した旨のその輸出国の政府機関の発行する証明書（輸出国がその個体等の輸出を許可に係らしていない場合にあつては、輸出国内において適法に捕獲し、採取し、若しくは繁殖させた個体又はその個体から生じた器官等（その個体の一部であつた器官又はその個体若しくはその個体の一部であつた器官を材料として製造された加工品をいう。以下同

。以下同じ。)である旨のその輸出国の政府機関の発行する証明書)が添付されていること又は別表第一の表二に掲げる種の個体等であることとする。

3 (略)

第八条 (個体等の登録の要件) (略)

一 (略)

二 (略)

三 (略)

イ (略)

じ。)である旨のその輸出国の政府機関の発行する証明書)が添付されていること又は同表の表二に掲げる種の個体等であることとする。

3 第一項第二号の認定書の交付の手續その他同号の認定書に關し必要な事項は、環境省令で定める。

第四条 (個体等の登録の要件)

法第二十条第一項の政令で定める要件は、別表第二の表二に掲げる種の個体等であつて次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

一 本邦内において繁殖させた個体又はその個体から生じた器官等であること。

二 別表第二の表二の種名の欄に掲げる種の区分に應じ、それぞれ同表の適用日の欄に定める日前に、本邦内で取得され、又は本邦に輸入された個体(当該取得又は輸入に係る個体から生じた器官等を含む。)、器官(当該取得又は輸入に係る器官を材料として製造された加工品を含む。)、又は加工品(当該取得又は輸入に係る加工品を材料として製造された加工品を含む。)であること。

三 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六十七条の許可を受けて輸入された個体(当該輸入に係る個体から生じた器官等を含む。)、器官(当該輸入に係る器官を材料として製造された加工品を含む。)、又は加工品(当該輸入に係る加工品を材料として製造された加工品を含む。))であつて、次のイからハまでのいずれかに該当するものであること。

イ 商業的的目的で繁殖させた個体又はその個体から生じた器官

ロ (略)

ハ (略)

(個体等の登録等に関する手数料)

第九条 法第二十九条第一項の政令で定める手数料の額は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 個体等（次号に掲げる器官を除く。）についての法第二十条第一項の登録 一の個体等につき五千円

二 別表第六の1²の項及び1³の項に掲げる個体等のうち牙（平成二十六年六月一日以後に本邦に輸入されたものに限る。）についての法第二十条第一項の登録 一の原材料器官等につき千六百円

三 法第二十条第六項若しくは第七項の変更登録又は同条第九項の登録票の書換交付 一件につき千五百円

等であること。

ロ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の適用される前に、輸出国内で取得され、又は輸出国に輸入された個体（当該取得又は輸入に係る個体から生じた器官等を含む。）、器官（当該取得又は輸入に係る器官を材料として製造された加工品を含む。）又は加工品（当該取得又は輸入に係る加工品を材料として製造された加工品を含む。）であることをその輸出国の政府機関が証明したものであること。

ハ 別表第六の種名の欄に掲げる種ごとに、それぞれ同表の個体群の欄に掲げる個体群の区分に応じ、同表の個体等の欄に定める個体等（当該個体群に属する個体又はその個体から生じた器官等に限る。）であること。

(登録等に関する手数料)

第五条 法第二十九条第一項の政令で定める手数料の額は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 個体等（次号に掲げる器官を除く。）についての登録 一の個体等につき三千二百円

二 別表第六の1²の項及び1³の項に掲げる個体等のうち牙（平成二十六年六月一日以後に本邦に輸入されたものに限る。）についての登録 一の原材料器官等につき千六百円

三 変更登録又は登録票の書換交付 一件につき千五百円

四 法第二十条第十項の登録票の再交付 一件につき千五百円

五 法第二十条の二第一項の登録の更新 一の個体等につき四千六百円

(特定国際種事業に係る特定器官等)

第十条 法第三十三条の二の政令で定める特定器官等は、別表第五の4の項に掲げる原材料器官等のうち甲及びその加工品に係る特定器官等とする。

(削る)

(削る)

(特定国際種事業の届出の要件)

第十一条 法第三十三条の二の政令で定める要件は、前条に規定する特定器官等であつて加工品であるもの以外のものであることとする。

(特定国際種関係大臣)

第十二条 (略)

(特別国際種事業に係る特定器官等)

第十三条 法第三十三条の六第一項の政令で定める特定器官等は、別表第五の2の項に掲げる原材料器官等のうち甲及びその加工品に係る特定器官等とする。

(特別国際種事業者の登録の要件)

四 登録票の再交付 一件につき千五百円

(新設)

(特定国際種事業に係る特定器官等)

第五条の二 法第三十三条の二の政令で定める特定器官等は、次に掲げるものとする。

一 別表第五の2の項に掲げる原材料器官等のうち甲及びその加工品に係る特定器官等

二 別表第五の4の項に掲げる原材料器官等のうち甲及びその加工品に係る特定器官等

(特定国際種事業の届出の要件)

第五条の三 法第三十三条の二の政令で定める要件は、前条第二号に掲げる特定器官等であつて加工品であるもの以外のものであることとする。

(特定国際種関係大臣)

第五条の四 法第三十三条の二の特定国際種関係大臣は、経済産業大臣とする。

(新設)

(新設)

第十四条 法第三十三条の六第一項の政令で定める要件は、器官の全形が保持されていないこととする。

(特別国際種関係大臣)

第十五条 法第三十三条の六第一項の特別国際種関係大臣は、経済産業大臣とする。

(特別国際種事業者の登録に関する手数料)

第十六条 法第三十三条の二十一第一項の政令で定める手数料の額は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 法第三十三条の六第一項の登録 三万三千五百円

二 法第三十三条の十第一項の登録の更新 三万二千五百円

(管理票の作成をしなければならない特別特定器官等)

第十七条 法第三十三条の二十三第一項の政令で定める要件は、重量が一キログラム以上であり、かつ、最大寸法が二十センチメートル以上であることとする。

(適正に入手された原材料に係る製品)

第十八条 法第三十三条の二十五第一項の政令で定める製品は、別表第五の2の項に掲げる原材料器官等のうち牙に係るものを原材料として製造された装身具、調度品、楽器、印章その他の環境省令、経済産業省令で定める製品(その原材料器官等を使用した部分が僅少でないこと、その部分から種を容易に識別することができることその他の環境省令、経済産業省令で定める要件に該当するものに限る。)とする。

(認定に関する手数料)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(適正に入手された原材料に係る製品)

第五条の五 法第三十三条の七第一項の政令で定める製品は、別表第五の2の項に掲げる原材料器官等のうち牙に係るものを原材料として製造された装身具、調度品、楽器、印章その他の環境省令、経済産業省令で定める製品(その原材料器官等を使用した部分が僅少でないこと、その部分から種を容易に識別することができることその他の環境省令、経済産業省令で定める要件に該当するものに限る。)とする。

(認定に関する手数料)

第十九条 法第三十三条の三十二第一項の政令で定める額は、製品一個につき六十円とする。

(希少野生動植物種保存取締官の資格)
第二十条 (略)

一 (略)

二 (略)

三 (略)

別表第一 国内希少野生動植物種 (第一条、第二条、第七条関係)
表一・表二 (略)

別表第二 国際希少野生動植物種 (第一条、第二条、第八条関係)
表一・表二 (略)

第五条の六 法第三十三条の十四の政令で定める額は、製品一個につき六十円とする。

(希少野生動植物種保存取締官の資格)
第六条 法第五十条第一項の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 通算して三年以上自然環境の保全又は動植物の繁殖に関する行政事務に従事した者であること。

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校(次号において「大学等」という。)において生物学、地学、農学、林学、水産学、造園学その他自然環境の保全に必要の課程を修めて卒業した者又はこれと同年以上の学力を有すると認められる者であつて、通算して一年以上自然環境の保全に関する行政事務に従事したものであること。

三 大学等において農学、林学、水産学、獣医学その他動植物の繁殖に必要の課程を修めて卒業した者又はこれと同年以上の学力を有すると認められる者であつて、通算して一年以上動植物の繁殖に関する行政事務に従事したものであること。

別表第一 国内希少野生動植物種 (第一条、第二条、第三条関係)
表一・表二 (略)

別表第二 国際希少野生動植物種 (第一条、第二条、第四条関係)
表一・表二 (略)

別表第三 <u>特定第一種国内希少野生動植物種</u> (第一条関係) (略)	別表第三 <u>特定国内希少野生動植物種</u> (第一条関係) (略)
別表第四 器官及び加工品 (<u>第三条、第四条</u> 関係) (略)	別表第四 器官及び加工品 (<u>第二条の二、第二条の三</u> 関係) (略)
別表第五 原材料器官等 (<u>第五条、第十条、第十三条、第十八条</u> 関係) (略)	別表第五 原材料器官等 (<u>第二条の四、第五条の二、第五条の五</u> 関係) (略)
別表第六 登録対象個体群 (<u>第八条、第九条</u> 関係) (略)	別表第六 登録対象個体群 (<u>第四条、第五条</u> 関係) (略)

改 正 案

現 行

別表第二（第二条、第四条、第十一条関係）

別表第二（第二条、第四条、第十一条関係）

三七	貨物	地域
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第二項に規定する希少野生動植物種（同条第五項に規定する特定第一種国内希少野生動植物種を除き、同条第四項に規定する国際希少野生動植物種にあつては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）別表第二の表一に掲げる種に限る。）の同法第六条第二項第四号に規定する個体及びその器官並びにこれらの加工品（四三の項の中欄に掲げるものを除く。）		
		全地域

三七	貨物	地域
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第二項に規定する希少野生動植物種（同条第五項に規定する特定国内希少野生動植物種を除き、同条第四項に規定する国際希少野生動植物種にあつては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）別表第二の表一に掲げる種に限る。）の同法第六条第二項第三号に規定する個体及びその器官並びにこれらの加工品（四三の項の中欄に掲げるものを除く。）		
		全地域

○地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第九十八号）（抄）（第三条第一号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第二十三号及び第二十六号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇十三 （略）</p> <p>十四 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十二条第一項第八号及び第五十四条</p> <p>十五〇三十四 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第二十三号及び第二十六号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇十三 （略）</p> <p>十四 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十二条第一項第六号及び第五十四条</p> <p>十五〇三十四 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）（抄）（第三条第二号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用） 第十五条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなしてこれらの規定を準用する。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十二条第一項第八号及び第五十四条六～十六 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用） 第十五条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなしてこれらの規定を準用する。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十二条第一項第六号及び第五十四条六～十六 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>第十條 次<small>（他の法令の準用）</small>の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第十九号及び第二十二号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇十一 （略）</p> <p>十二 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十二条第一項第八号及び第五十四条</p> <p>十三〇三十一 （略）</p>	<p>2 （略）</p> <p>第十條 次<small>（他の法令の準用）</small>の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第十九号及び第二十二号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇十一 （略）</p> <p>十二 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十二条第一項第六号及び第五十四条</p> <p>十三〇三十一 （略）</p>

○公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）（抄）（第三条第四号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第九条 次の法令の規定については、土地開発公社を、都道府県が設立したもの（都道府県が他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該都道府県と、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が設立したもの（指定都市が都道府県以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該指定都市と、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）が設立したもの（中核市が都道府県及び指定都市以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該中核市と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十二条第一項第八号及び第五十四条</p> <p>九〇十九（略）</p> <p>二〇三（略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第九条 次の法令の規定については、土地開発公社を、都道府県が設立したもの（都道府県が他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該都道府県と、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が設立したもの（指定都市が都道府県以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該指定都市と、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）が設立したもの（中核市が都道府県及び指定都市以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該中核市と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十二条第一項第六号及び第五十四条</p> <p>九〇十九（略）</p> <p>二〇三（略）</p>

○広域臨海環境整備センター法施行令（昭和五十六年政令第三百三十号）（抄）（第三条第五号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用） 第九条 次の法令の規定については、センターを地方公共団体とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十二条第一項第八号及び第五十四条四〜七 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（他の法令の準用） 第九条 次の法令の規定については、センターを地方公共団体とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十二条第一項第六号及び第五十四条四〜七 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

○独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）（抄）（第三条第六号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用） 第五十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十四 （略）</p> <p>十五 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十二条第一項第八号及び第五十四条</p> <p>十六～三十一 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用） 第五十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十四 （略）</p> <p>十五 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十二条第一項第六号及び第五十四条</p> <p>十六～三十一 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十九年政令第二百三十二号）（抄）（附則第二項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部改正）</p> <p>第二十条 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十条第二号中「卒業した者」の下に「（これらを修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同条第三号中「卒業した者」の下に「（これらを修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。</p>	<p>（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部改正）</p> <p>第二十条 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第六条第二号中「卒業した者」の下に「（これらを修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同条第三号中「卒業した者」の下に「（これらを修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。</p>